

本会の名称変更と定款の一部変更について

- 1 大阪府放射線技師会から大阪府診療放射線技師会へ名称変更
- 2 定款第 2 条及び第 47 条の変更

定款改正委員会

平成 26 年 11 月理事会にて、本会の名称を「大阪府診療放射線技師会」へ変更するようご審議を頂き、平成 27 年 3 月の理事会にて承認を頂きました。

しかし本会の名称変更ですから、理事者だけではなく広く会員の皆様のご意見も賜りたく思いますので、5 月 17 日の総会から 8 月 31 日までの期間に、ご意見のある方は FAX 又はメールにて大阪府放射線技師会事務所までご連絡頂きます様をお願いします。

2 の定款の一部変更につきましては、大阪府からの指導です。平成 27 年 3 月の理事会でも承認を頂きましたので、下記の通り修正する予定です。

なお、定款の変更（名称変更も同様）につきましては、定款第 44 条に会員総会の決議によってとなっております。また決議につきましては、定款第 20 条第 2 項の(3)により、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数が必要となっておりますので、次年度総会にて決議させていただきます。皆様のご理解とご協力が必要ですので、よろしくをお願いします。

1 名称変更の理由

平成 24 年 4 月に本会は、社団法人から公益社団法人に移行しました。この移行中にも名称変更についての意見が出されましたが①日放技が名称を変更してない事②名称を変更する場合は広く周知する必要があるが、時間的に厳しいとのこと等で見送りました。平成 24 年 6 月に「日本放射線技師会」の名称が「日本診療放射線技師会」に変更された事や、会員より「大阪府放射線技師会」から「大阪府診療放射線技師会」に改めてはどうかとの意見があり、やはり職能団体ですので、本会についても「大阪府放射線技師会」から「大阪府診療放射線技師会」に改めるよう提案しました。

2 定款変更の理由（大阪府より、2 箇所の定款修正について要望がありました）

①第 2 条「事務所」→「主たる事務所」に変更する。

理由 法人法第 11 条第 3 号の規定により定款の記載事項は「主たる事務所の所在地」となっているため、定款記載事項は法人法上の文言である「主たる事務所」が望ましい。

②第 47 条「…法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは…」→「…法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人に該当する法人又は国若しくは…」に変更する。

理由 定款において、法人が解散した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は租税特別措置法第 40 条に規定する公益法人等に帰属する定めがあること。